

「小樽市立地適正化計画（案）」のパブリックコメント結果等について

1 パブリックコメントの結果について

- (1) 実施期間 令和6年12月6日（金）～令和7年1月6日（月）
- (2) 意見等の提出者数 14人
- (3) 意見等の件数 57件
- (4) 上記意見のうち計画等の案を修正した件数 1件
 - ・意見を整理・検討したところ、意見を踏まえた修正は「図の一部修正（境界線明確化）」のみであり、その他の意見は、本計画（案）の修正までには至らないと判断
- (5) 意見の内容等
 - ・次頁「意見の概要」、資料4 及び 参考資料1 参照

2 計画（案）に係るこれまでの経過及び今後のスケジュール（予定）

- ・令和6年10月29日 小樽市立地適正化計画策定委員会（第9回・原案協議）
- ・令和6年11月11日 第200回小樽市都市計画審議会（原案事前協議）
- ・令和6年12月9日 計画（案）に係る説明会
～11日 （蘭島会館・塩谷サービスセンター・小樽市民会館・
銭函サービスセンター）
- パブリックコメント（R6.12.6～R7.1.6） -----
- ・令和7年2月 7日（本日） 小樽市立地適正化計画策定委員会（第10回）
- ・令和7年2月14日 第202回小樽市都市計画審議会（計画案諮問）
- ・令和7年3月下旬 計画策定
- ・令和7年4月～6月 計画に係る市民周知
- ・令和7年7月1日～ 計画公表、届出制度開始

分類	件数	意見の概要 ※()内の「№.○」は別紙(様式4)の№.に対応
(1)計画(案)の内容に関わるもの	55件	
内、修正したもの	1件	・計画(案)第1章p8「図2-2小樽市の地勢」等の都市計画区域境界の明確化(1件・№.28)②
内、修正せずに回答のみとしたもの	38件	①計画(案)全般(10件) ・都市機能の集中により地域の二局化(中心部と郊外の生活利便性の差)を進めることになるのでは(1件・№.4) ・公共サービスの限定を前提とした都市計画などあってよいのか(1件・№.8) ・立地適正化計画と観光の関連性が見えない(1件・№.11) ・地区の都市機能の現状分析について、生活実感に依拠した検証をして欲しい(1件・№.12) ・計画に触れていないタクシーは、計画における公共交通なのか確認したい(1件・№.23) ・デジタル化による20、40年後の変化を想定し計画に織り込むべき(2件・№.39、№.40) ・コンパクト・プラス・ネットワークは、公共交通網を充実させなければ絵に描いた餅で終わる(1件・№.52) ・人口減少だけで居住地を集約するのではなく、子供達が将来Uターンしたいと思える環境を形成すべきだ(1件・№.56) ・蘭島・忍路地域は将来的に公共サービスが無くなり、都市機能誘導区域に集約される。郊外地域の対応として、公共サービスの補充を北後志と広域連携することや農業や、老後生活に対応した集中拠点地域等として設定できないか(1件・№.57) ②計画(案)第1章 はじめに(3件) ・計画案p3のコンパクト・プラス・ネットワークの説明「健康で快適な生活環境」の「健康」とはどういう状態を指すのか(1件・№.25) ・小樽市は生産年齢人口が低いことなどの特性についても触れるべき(1件・№.26) ・計画案p4の「既に一定程度コンパクトな市街地が形成されている状況にあります」は、コンパクト・プラス・ネットワークに誘導させる恣意的な表現である(1件・№.27) ③計画(案)第2章 本市の現状と課題(6件) ・生産年齢人口が低い、勤務地が市外に多いことなどについても言及すべき(1件・№.29) ・高齢化に伴い自家用車を手放す市民も増えてくる視点も織り込むべき(1件・№.30) ・都市交通のタクシーに関する現状分析等がない(1件・№.31) ・地価が下がれば移住しやすくなる。地価に関する現状分析・課題の表現に違和感がある(2件・№.33、№.34) ・空き家の解体に関することが大きな課題のはずであるが触れていない(1件・№.37) ④計画(案)第3章 立地適正化計画の基本方針(1件) ・「各拠点にその役割や地域特性に応じた都市機能を確保」とあるが、確保するのは市民との協働であることを示すべき(1件・№.38) ⑤計画(案)第4章 居住誘導区域等の設定(5件) ・効率的に住民サービスを提供するため、「ゆとり居住エリア」の居住者に公共サービスを限定的になることを了解して欲しいということか(1件・№.3) ・市のねらいどおり居住地を変えるのは困難ではないか(1件・№.5) ・区域ごとの定まったまちづくりを進める趣旨は理解できるが、ゆとり居住エリアとなる市町村合併した地域の発展の可能性を設けて欲しい(1件・№.10) ・「立地適正化計画」と「消防署蘭島支所の廃止」は両立しない(1件・№.50) ・「地域特性活用居住区域」に住めるのは自家用車を持っている人のみである(1件・№.51) ⑥計画(案)第5章 都市機能誘導区域の設定(2件) ・「新小樽(仮称)駅周辺地区」は「一般都市機能誘導区域」くらいの方がよい(1件・№.9) ・新小樽(仮称)駅周辺における大型開発を止め、若い世代などに金を使うべき(1件・№.53) ⑦計画(案)第6章 誘導施設の設定(1件) ・市民アンケート調査の「あり続けて欲しい施設」は無意味、将来はデジタル技術の進展により、将来は存在しない(1件・№.41) ⑧計画(案)第7章 誘導施策(2件) ・誘導施策にインフラ(電気、ガス、上下水道等)に関する考え方を記述すべき(1件・№.22) ・適正地に移れというのなら市は援助してくれるのかなど(1件・№.54) ⑨計画(案)第8章 防災指針(0件) ⑩計画(案)第9章 計画の推進(3件) ・5年後までに実施する施策と数値目標を示すべきなど(2件・№.46、№.47) ・期待される効果に市の歳出(発生経費)に関する記述が全くないのはおかしい(1件・№.48) ⑪計画(案)資料編(0件) その他(5件) ・計画(案)に関する説明会の周知が不十分など(4件・№.2、№.14、№.15、№.18) ・計画について市民に特に主張したいことを計画書緒言等に示すべき(1件・№.20)
内、関連部署と共有し、 具体的な事業等を検討する際の参考としたもの ※末尾の①等は、上記の各章等に対応	16件	・桜エリア(市道桜町本通線沿道)を活性化して欲しい(1件・№.1)① ・立地適正化計画に西部地区活性化のエキスを一部でも盛り込んで欲しい(1件・№.55)① ・経済活動に関する課題の記載が不十分、観光業だけでは支えられない(1件・№.32)③ ・除排雪、墓地に関する課題を追加、空き家対策と連動した施策を展開すべき(1件・№.35)③ ・分野名称「財政」を「行政の効率化」にしてデジタル化推進を全面的に出すべき(1件・№.36)③ ・どうやって計画を推進して行くのか具体的なものが不明(1件・№.6)⑧ ・公共交通機関で結ぶというのが実現は困難(1件・№.7)⑧ ・道路空間における歩行の安全を最優先課題とした施策展開をして欲しい(1件・№.13)⑧ ・高齢者と若い世代が両立できる施策を求める(1件・№.16)⑧ ・市民サービスを減らすことばかりでは人口が減る。中心部に公営住宅を作っては(1件・№.17)⑧ ・市営アパートなど市民移住を推進しやすくなるための市の取組姿勢を示すべき(1件・№.24)⑧ ・中心部への移住を促進する市営居住建物の新規構築などの積極姿勢を示すべき(1件・№.42)⑧ ・道路については、立地適正化計画以外の総量を削減する施策を示すべき(1件・№.43)⑧ ・歩きたくる快適な空間づくり施策が示されていない(1件・№.44)⑧ ・高齢者に対応したサービスの展開をすべき(1件・№.45)⑧ ・銭函駅から星置経由の循環バスを運行し、銭函3丁目が星置に近いということを人口対策に生かして欲しい(1件・№.49)⑧
(2)今後の参考としたもの	2件	その他(2件) ・町内会からパブリックコメントを求めるような行動が必要(1件・№.19) ・計画を推進する全庁的な組織(プロジェクト)の設置が必要(1件・№.21)
合計	57件	